

# 大木町教職員の 働き方改革取組指針

(大木町立学校の教職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画)

令和8年6月

大木町教育委員会

## 《 目 次 》

|   |                                                   |   |
|---|---------------------------------------------------|---|
| 1 | 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・                          | 1 |
| 2 | 目標・・・・・・・・・・・・・・・・                                | 2 |
| 3 | 計画の時期・・・・・・・・・・・・・・・・                             | 3 |
| 4 | 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・                       | 4 |
| 5 | 「保護者・地域とのパートナーシップの構築」と<br>フォローアップ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 8 |

## 1 計画の趣旨・現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、大木町教育振興基本計画の基本理念である「住み続けたいと思える持続可能な循環のまち おおき」及び大木町教育施策の基本目標「郷土への誇りと夢をもち、多様な人と協働し、未来を拓く人財の育成」の実現に向け策定する。

教育活動の根幹である教師が、心身ともに健康で情操豊かに教壇に立てる環境を整えることは、子どもたちに質の高い教育を提供し続けるために避けては通れない課題である。教職員の働きやすさと働きがいの両立を図り、教師の笑顔が子どもの笑顔を引き出す「持続可能な学校づくり」に向け、職場環境を整えることを目的とする。

### (2) 大木町の現状と課題

- 本町では、令和2年7月「大木町教職員の働き方改革取組指針」を定め、4つの観点（(1)教職員の意識改革 (2)業務改善の推進 (3)部活動の負担軽減 (4)教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等）から教職員の在校時間の管理及びその縮減に取り組んできた。

しかし、依然として超過勤務時間は深刻な状況にある。

#### 【令和6年度の超過勤務状況】

|     | 時間外在校等時間の年平均 | 月 45 時間を超える割合 | 月 80 時間を超える割合 |
|-----|--------------|---------------|---------------|
| 小学校 | 月 39.8 時間    | 41.7%         | 4.6%          |
| 中学校 | 月 47.8 時間    | 49.1%         | 7.0%          |

時間外在校等時間が月 45 時間を超える割合が小学校で 41.7%、中学校で 49.1%となっている。これは近隣市町の割合と比較すると多い状況にある。

「事務的な業務量」、「生徒指導」・「保護者対応」、「部活動指導（中学校）」などの業務による負担が大きくなっている。

教職員が「子どもと向き合う時間」や「授業準備の時間」を十分に確保できないことが、教育の質の維持に対する大きな課題となっている。

組織と専門家で対応する仕組みづくりや業務 DX、部活動の地域展開の推進などを図る必要がある。

- こうしたことを踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条」に基づき本計画を策定するものである。

## 2 目標

本計画において、達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する数値目標

- ☐ まず月 80 時間を超える職員をゼロにする。
- ☐ 次に月 45 時間以下の割合を 100%にする。
- ☐ 1 年間における 1 箇月時間外在校時間の平均を月 30 時間程度まで削減することを目指す。
- ☐ 1 年間における時間外在校時間を 360 時間以内とする。

※ 大木町立小中学校管理規則 第 35 条 2 により規定

教育職員が幼児児童生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に正規の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合の時間外在校等時間の上限については、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 1 月につき 100 時間未満
- (2) 1 年につき 720 時間
- (3) 1 月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 月、2 月、3 月、4 月及び 5 月の期間を加えたそれぞれの期間において 1 月当たり平均時間につき 80 時間
- (4) 1 年のうち 1 月において正規の勤務時間以外の時間において 45 時間を超えて業務を行う月数につき 6 月

### (2) ワーク・ライフ・バランスと働きがいに関する目標

- ☐ 年次有給休暇の平均取得日を 15 日以上にする。
- ☐ 取得 5 日未満の者をゼロにする。
- ☐ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10%まで減少させる。【令和 6 年度：17.5%、令和 7 年度 13.8%】
- ☐ 児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。
  - ・ 子どもの変容した姿に感心することがある。
  - ・ 授業づくりや学級経営において、自分のアイデアや工夫を試す自由がある。

※ 教職員が自らの人間性や創造性を高め、子どもに対してより効果的な教育活動を行える「ウェルビーイング」な状態を実現する。

### 3 計画の期間

令和 8 年度（2026 年度）～令和 10 年度（2028 年度）

※ 社会情勢や実施状況を踏まえ、適宜見直しを行います。

【令和 8 年度・9 年度・10 年度計画（数値目標のあるもの）】

| 目 標<br>(令和 1 0 年度達成値)                                                                                       | 令和 8 年度<br>達成値                             | 令和 9 年度<br>達成値                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------------------------|
| □ <u>月 80 時間を超える職員をゼロにする。</u><br>【令和 6 年度状況】 月 80 時間超の割合<br>(小学校) 4.6% (中学校) 7.0%                           | (小学校)<br>1.5% : 1 人<br>(中学校)<br>3.5% : 1 人 | (小学校)<br>0% : 0 人<br>(中学校)<br>0% : 0 人 |
| □ <u>月 45 時間以下の割合を 100%にする。</u><br>【令和 6 年度状況】<br>(小学校) 58.3% (中学校) 50.9%                                   | 80%以上<br>にする。                              | 90%以上<br>にする。                          |
| □ <u>1 年間ににおける時間外在校時間を 360 時間以内とする。</u><br>【令和 6 年度状況】<br>360 時間以内の割合<br>(小学校) 18.5% (中学校) 25.1%            | (小学校)<br>430 時間以内<br>(中学校)<br>480 時間以内     | (小学校)<br>380 時間以内<br>(中学校)<br>420 時間以内 |
| □ 1 年間ににおける 1 箇月時間外在校時間の平均を <u>月 30 時間程度まで削減</u> することを目指す。<br>【令和 6 年度状況】<br>(小学校) 39.8 時間<br>(中学校) 47.8 時間 | (小学校)<br>36 時間程度<br>(中学校)<br>40 時間程度       | (小学校)<br>32 時間程度<br>(中学校)<br>35 時間程度   |
| □ 年次有給休暇の <u>平均取得日を 15 日以上にする。</u> (※)                                                                      | 15 日以上<br>にする。                             | 15 日以上<br>にする。                         |
| □ <u>取得 5 日未満の者をゼロにする</u> (※)                                                                               | 0 人にする。                                    | 0 人にする。                                |
| □ ストレスチェックにおける <u>高ストレス者の割合を 10%まで減少</u> させる。<br>【令和 6 年度状況】 【令和 7 年度状況】<br>17.5% 13.8%                     | 12%未満<br>にする。                              | 10%未満<br>にする。                          |

(※) は次年度の新規採用教職員及び臨時的任用職員、会計年度任用職員は平均算出の対象外とする。

#### 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

##### (1) 「業務の3分類」に基づく徹底した役割分担

###### ① 学校以外が担うべき業務（原則として行わない）

|                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>○ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動</b>                                                                                                                                                                     |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「見守りたい」や地域学校協働活動、大木町民生委員児童委員協議会等と連携し、地域全体で通学路における安全確保、安全対策を推進する。</li></ul>                                                                                 |
| <b>○ 放課後から夜間における校外巡回・補導対応</b>                                                                                                                                                                      |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校による自主的な見回りは原則行わないこととする。</li><li>・ 勤務時間内において、児童生徒に対し、夜間外出の自粛に関する指導を行う。</li><li>・ 学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。</li></ul> |
| <b>○ 地域人材等との連絡調整</b>                                                                                                                                                                               |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 窓口となる学校職員が直接連絡調整を行うものではなく、地域学校協働活動推進員が中心となって連絡調整を行う。</li></ul> <p>※ 「学校」⇔「<u>地域学校協働活動推進員</u>」⇔「地域人材等」</p>                                                  |
| <b>○ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応</b>                                                                                                                                                      |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 服務監督教育委員会が直接苦情等に対応する相談窓口を設置する。</li><li>・ 必要に応じてスクールロイヤー（弁護士等）と連携し、教職員を守る体制を強化する。</li></ul>                                                                 |

###### ② 教師以外が積極的に参画すべき業務（分担を推進）

|                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>○ 調査・統計等への回答</b>                                                                                                                                                  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 共同学校事務室における学校事務体制の強化により、教師の専門性に深く関わるものを除き、事務職員が中心となって回答する。</li></ul>                                                         |
| <b>○ 施設・設備の管理</b>                                                                                                                                                    |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校用務員による校舎内の戸締り、開閉及び児童下校時の出入り口の施錠確認を行い、教職員と連携し行う。</li><li>・ 教育職員が行う場合は、教頭等の特定の教職員に負担が集中しないようにするため、教職員間で役割分担を適切に行う。</li></ul> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校の水泳指導においては、民間事業者へ委託し、学校プールを使用するのではなくスイミングスクールのプールを使用する。評価については、教師が評価する。</li> </ul>                                                                                                                                            |
| ○ 部活動                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 週当たり 2 日以上の子活動休養日を設定する。<br/>(平日は最低 1 日、週休日は最低 1 日以上とする)</li> <li>・ 平日は 2 時間程度、学校の休業日は 3 時間程度とする。</li> <li>・ 部活動指導員を配置し、部活動指導員を含めた複数顧問によりローテーションで指導ができるようにする。</li> </ul> <p>※ 令和 10 年度：休日の子域展開を目指す。<br/>令和 13 年度：平日の子域展開を目指す。</p> |
| ○ 情報発信業務の支援                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校ホームページの更新や広報資料作成・管理については、4 校を担当する ICT 支援員を活用し、担当教職員の負担を軽減する。</li> <li>・ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理は、教育委員会 ICT 担当と学校が連携を図りながら行う。</li> </ul>                                                                                      |

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務（効率化）

|                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○ ICT の有効活用                                                                                                                              |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「まなびポケット」等の連絡ツールや校務支援システムをフル活用し、欠席連絡や成績処理のデジタル化を推進する。</li> </ul>                                |
| ○ 授業準備のサポート、学習評価や成績処理の補助的業務（採点作業など）                                                                                                      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教員業務支援員を配置し、授業準備や採点作業の補助・プリント印刷や掲示物作成等の補助業務を任せることで、教師が授業研究に注力できる時間を創出する。</li> </ul>             |
| ○ 学校行事の精選                                                                                                                                |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的を明確にし、規模・時間など工夫して実施する。</li> <li>・ 保護者向け説明会については、オンライン開催などを積極的に取り入れる。</li> </ul>               |
| ○ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応                                                                                                                      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を 90%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。</li> </ul> |

- ・ 教室になかなか入れない児童生徒の居場所として、校内ステップルーム（中学校）、校外ステップルーム（子育て交流センター）にスクールライフサポーターを配置し、学校・家庭が連携・協働し、効果的に支援を行う体制を構築する。

## （２）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

### 【授業時数】

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるように設定する。  
特に、標準時数を大幅に上回って（小４以上は年間 1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

### 【学校行事をはじめとする様々な活動の見直し】

- 課題解決に向けての取組において、成果が見込めない取組は行わない。それぞれの課題の関連性を考慮して、絞った取組を行う。
- 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動の見直し、清掃時間・頻度、昼休み時間・中休みの時間の見直し（熱中症対策）、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、週時程の工夫を行う。
- 不易にあたる残すべきものは残しながら、全職員共通理解のもとで学校行事等の見直しに取り組んでいく。

### 【校務 DX の推進】

- デジタル技術の活用により、成績処理・学籍処理等や生成 AI を活用した学力等の分析資料作成や学習指導の作成等、校務を効率化する。

### 【勤務時間外対応】

- 電話によるカスタマーハラスメント及び、勤務時間外に外部からの電話等に対応する必要のない環境構築のために、通話録音案内（令和 8 年度 8 月設置予定）及び、勤務時間外の留守番機能電話を設置（令和 7 年度設置済）する。



### (3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

#### 【勤務時間・休暇等について】

- 教職員の勤務状況を適切に把握する。また、管理職は1月当たりの超過勤務時間が原則45時間を超えないよう長時間勤務の改善に努める。
  - 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
  - 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を推進する。
  - 学校における定時退校日を設定するよう推進し、長期休業期間中に学校閉庁日を設定する。
    - ・ 定時退校日…毎週1日以上
    - ・ 学校閉庁日…8月12日～16日、12月28日～1月3日
- ※ 教職員には、年休・夏季休暇・振替等を学校閉庁日に合わせての取得を推進する。

#### 【健康管理について】

- 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員には医師による面接指導を実施する。
- ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場の改善を推進する。  
また、教育委員会は、心身の健康問題についての相談に対応する。

## 5 「保護者・地域とのパートナーシップの構築」とフォローアップ

### ○ 保護者・地域との連携

学校の現状をチラシ等で周知し、「教職員の笑顔が子どもの笑顔に繋がる」ことへの理解を求め、共に子どもを育てるパートナーシップを構築する。

### ○ 家庭教育力の期待

「教師と学校の批判を子どもの前で控える」「まずは家庭で子どもの思いを受け止める」など、家庭ならではの教育力の発揮による、共に子どもを育てるパートナーとしての保護者へのお願いをする。

### ○ 実施状況の公表

毎年度の在校等時間や取組の進捗を大木町ホームページで公表し、透明性を確保する。

### ○ PDCA サイクルの確立

教育委員会と各学校の管理職が定期的に協議を行い、目標達成に向けた改善指導を継続的に実施する。